

京都市告示第 265 号

児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を、次のとおり設置しました。

平成21年10月1日

京都市長 門川 大作

- 1 要保護児童対策地域協議会の名称
京都市右京区要保護児童対策地域協議会
- 2 要保護児童対策調整機関の名称
京都市右京区役所福祉部支援課（子ども支援センター）
- 3 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第1号
京都市右京区役所福祉部	第1号
京都市右京区役所保健部	第1号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第1号
京都市立西院幼稚園	第1号
右京警察署	第1号
妙覚保育園	第2号
蜂ヶ岡保育園	第2号
双丘保育園	第2号
西本願寺保育園	第2号
まこと幼児園	第2号

名 称	児童福祉法第25条の 5各号の該当する号
太秦保育園	第2号
ゆりかご保育園	第2号
若竹保育園	第2号
向上社保育園	第2号
山ノ内保育園	第2号
花園保育園	第2号
つわぶき園	第2号
梅ノ宮乳児保育園	第2号
富士保育園	第2号
このしま保育園	第2号
うぐいす保育園	第2号
嵯峨野保育園	第2号
安井保育園	第2号
西京極保育園	第2号
御室保育園	第2号
西院保育園	第2号
嵯峨こぼと保育園	第2号
ときわ保育園	第2号
梅ノ宮保育園	第2号
川勝寺保育園	第2号
富士夜間保育園	第2号
野菊荘	第2号
本願寺ウィスタリアガーデン	第2号

名 称	児童福祉法第25条の 5各号の該当する号
特定非営利活動法人児童サービス「和」	第2号
社団法人京都市私立幼稚園協会	第2号
社会福祉法人京都市右京区社会福祉協議会	第2号
社団法人右京医師会	第2号
右京区内の児童館（代表）	第2号又は第3号
京都市小学校校長会右京北支部	第3号
京都市小学校校長会右京南支部	第3号
京都市中学校校長会右京支部	第3号
聖徳保育園	第3号
京都市右京区民生児童委員会	第3号
右京少年補導委員会	第3号
京都市長が指定する者	第3号

(京都市右京区役所福祉部支援課)